

◇令和9年度 入園のしおり◇

社会福祉法人 友愛 速野カナリヤこども園(短時部)



保育時間 午前 8 時 30 分～午後 2 時（水曜日以外）

★全日給食あり

受付期間・時間

令和8年9月7日(月)から令和8年9月 11日(金)まで

午前 9 時～午後4時 30 分まで

申し込み場所

速野カナリヤこども園

速野カナリヤこども園

〒524-0104 守山市木浜町 1667 番地

TEL 077-585-7240 FAX 077-585-7241

<https://www.kanariya.or.jp>



地域とともに愛し子を育てる速野力ナリヤこども園
～保育を必要とする乳幼児を保育教育することで子どもの最善の利益を考え、積極的に福祉と教育の増進を図ります。



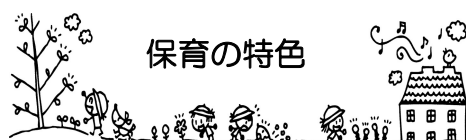
基本方針

- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行います。
- ・ 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ります。
- ・ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ・ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。



基本目標

- 元気な子ども（健康な体作り）
- 明るく思いやりがあり、友達と仲良くできる子ども（思いやりの心）
- ありがとう、ごめんなさいと言える子ども（感謝・反省の心）
- 考え、作り出す子ども（創造性の開発）
- 最後までやり遂げる子ども（忍耐力の育成）
- よく見、よく聞く子ども（社会性の発達）



保育の特色

- ◇茶 道・・・茶道を通して日常生活における行儀作法を身につけます。
- ◇げんきたいむ・・・器械体操や運動遊びを通して、丈夫な体と精神を培います。（専門講師）
- ◇サッカーたいむ・・・ルールを守り、友達と協力する心を養います。（専門講師）
- ◇のびのびたいむ・・・体操やマラソン、縄跳びなど体を動かして楽しく体作りをします。
- ◇ABC たいむ
ハローイングリッシュ・・・外国人講師と一緒に楽しく英語を学びます。
- ◇お 話 会・・・絵本やお話を通して、豊かな心、感性を育みます。（専門講師）
- ◇食 育・・・望ましい食習慣を身に付け、食べ物に関心を持ちながら食事を楽しみ、命の連鎖に気付き、感謝する心を育てます。
- ◇異 年 齢 保 育・・・3～5歳児が『わくわくたいむ』として、散歩やいろいろな活動を通して異年齢の友達との関わりを大切にします。
- ◇自 然 体 験・・・自然体験を通して自然の美しさ、不思議さ、心地よさ、命の尊さを知る等、豊かな感性を培います。
- ◇広くて大きなホールでは、のびのびと行事や活動を楽しみます。雨天の日でも、元気に体を動かして遊びます。

1、入園対象者

(1) 入園できる幼児

- ・3歳児 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に生まれた幼児
- ・4歳児 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれた幼児
- ・5歳児 令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に生まれた幼児

(2) 定員

- ・3歳児 3名 ・4歳児 3名 ・5歳児 4名

(3) 市内に居住する幼児

- ・入園申込時点において、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。ただし、令和9年3月31日までに転入を予定している幼児も含めます。
*転入予定の証明となるものがが必要です。

(4) 通園区域

- ・通園区域は市内全域としますが、小学校通学区域の児童の就園を優先します。

2、入園手続き

別紙入園申込書および教育・保育給付認定申請書に氏名・その他必要事項を記入の上、提出してください。

※ 教育・保育給付認定申請書については所定の封筒に封入してください。

ただし、希望者の多い場合は、抽選により入園調整をします。

(1) 受付期間

- ・令和8年9月7日（月）から令和8年9月11日（金）までの間
*こども園（短時部）と保育園・こども園（長時部）の二重申込はできません。
（現在、保育園・こども園（長時部）に在園中の方は、退園届の提出が必要になります。）
*複数園への申し込みはできません。

(2) 受付時間および場所

- ・午前9時から午後4時30分までの間に速野カナリヤこども園へ申し込んでください。

(3) 留意事項

- ・入園を希望する幼児の中で、健康状態等、特に配慮を要する場合については、申込書に必ず記載してください。
- ・お子さんの発育状況について、関係機関等にお尋ねする場合がありますので、ご了承ください。

(4) その他

- ・受付期間終了時点で定員に空きがある場合、他園からの希望園の変更を下記の日程にて速野カナリヤこども園で受け付けます。空き状況については守山市ホームページでお知らせします。また、受付期間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降に速野カナリヤこども園へ直接申し込んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。
- ・募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただくことがあります。なお、希望園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。また、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に市内の空きがある園への申し込み受付期間を設けます。（市内統一）



【希望園変更期間】	令和8年9月16日（水）・令和8年9月17日（木）
【抽選日】※実施しない場合もあります	令和8年9月下旬頃（対象者に個別で通知します）
【抽選もれの方の受付期間】	令和8年10月1日（木）・令和8年10月2日（金） （対象者に個別で通知します）
【受付再開日】	令和8年10月14日（水）（市ホームページでお知らせします）

3、入園通知等

- （１）入園内定通知 入園内定は、令和8年11月上旬に園から通知します。
- （２）入園前の健康診断 令和9年2月中旬頃の予定
（園から入園内定通知とともに通知します）

4、諸費等

- （１）入園準備用品代 別途徴収させていただきます。
- （２）諸費（教材費・行事費等） 別途徴収させていただきます。園外保育等については、実費徴収します。
- （３）給食費
- ・自園給食を実施し、健康面を考慮して、安全・安心な食材を使用し、主食米は白米に麦を混ぜたご飯を提供しています。
 - ・子ども達に温かいご飯を提供する為、主食費を徴収します。



副食費	4,000 円（月額）	※給食提供月のみ徴収		
主食費	3 歳児 900 円	4 歳児 1,000 円	5 歳児	1,100 円
※上記は、令和8年度の金額で、変更する場合があります。				

5、保育時間

- （１）月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後2時
- （２）水曜日 午前8時30分～午後1時
- ※給食は、毎日あります。行事等で給食のない場合は、11時30分までの日があります。
- ※3歳児は、6月より給食が始まります。

6、休園日等

休園日等については、次のとおりです。

＜土曜日・日曜日・祝日＞

＜夏休み＞ 7月21日から8月31日まで

＜冬休み＞ 12月24日から1月6日まで

＜春休み＞ 3月24日から4月9日まで

※ただし、上記期間に変更がある場合があります。

7、施設等利用給付認定について

(1) 施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や、預かり保育として認可外保育施設等を利用する方について、保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて、預かり保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、「預かり保育の利用日数×日額上限 490 円」（ただし月額上限 1.23 万円まで）となります。

※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、預かり保育としての認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。その場合は月額上限額（1.23 万円）が無償化の対象となります。

①【幼稚園等+預かり保育】

預かり保育 ※保育の必要性がある方	利用日数×日額上限 490 円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園 （短時部） （基本保育料）※全員	無償

②【幼稚園等+認可外保育】

認可外保育 ※保育の必要性がある方	1.23 万円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園 （短時部） （基本保育料）※全員	無償

(2) 対象者（保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方）

①幼稚園等の預かり保育を利用される方

②預かり保育を実施していない園を利用している方で、預かり保育として認可外保育施設等を利用される方

(3) 申請書類（①および②を守山市役所保育幼稚園課へご提出ください。）

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

② 保育を必要とする事由を証明する書類（下表のうち該当する項目の必要書類を、**保護者1人につき1枚**提出。）

保育を必要とする事由	必要書類
就労の場合（※1）	就労証明書 市様式 （市 HP に掲載）発行3ヵ月以内のもの ・必ず就労先に発行してもらってください（保護者自身で記載・修正されたものは無効となります）
自営業事業主の場合	就労証明書 市様式 （市 HP に掲載）発行3ヵ月以内のもの ・保護者自身が事業主の場合に限り、自身で発行してください。 ・所得税の確定申告書（申告済みのもの） ・開業届（事業開始後間もない場合に限る） ・事業サイクル確認表 市様式 （市 HP に掲載） 上記の他、事業の概要に係る資料（収支状況や事業モデル、事業に伴う拘束時間等、 保育の必要性が確認できるもの ）
妊娠・出産の場合	母子健康手帳のコピー（母の名前と予定日または誕生日がわかる部分）
病気の場合	診断書の原本（病名・病気の程度および保育できないことが明記されたもの）
障害の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護の場合 （同居親族に限る） （※2）	・介護等を要する方の診断書の原本 （病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの） ・介護保険証・障害者手帳等のコピー（お持ちの場合） ・介護／看護状況申立書 市様式 （市 HP に掲載）
災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
求職活動の場合	求職活動に関する申告書 市様式 （市 HP に掲載）
就学の場合（※1）	在学証明書等（期間・受講時間がわかるもの）

（※1）1日4時間以上かつ月15日以上を満たすことが必要。

（※2）1日4時間以上かつ週4日以上を満たすことが必要。

(4) その他

申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

8、退園手続き

- (1) 退園される場合は、所定の様式により前月末までに退園届を園長に提出してください。
※転出等のやむを得ない場合を除いては、月末付での退園となります。月途中で退園し、その月中に別の園に入園することはできません。
例) 5月 15 日までは A 園に在籍し、16 日から B 園に在籍することはできません。
月末付で退園し、翌月 1 日から別の園に入園することは可能です。
- (2) 正当な理由がなく、欠席が 2 ヶ月以上にわたる場合や本園の保育規約、方針等をご理解いただけない場合も除籍されることがあります。
- (3) 保育料や給食費等の納付を怠った場合は、退園になることもあります。